

【論文】

ヤングケアラーをめぐる議論の構造

—貧困の視点を中心に—

Issues and Discussions in Young Carers Studies

—From the Perspective of Poverty—

亀山 裕樹（北海道大学大学院教育学院修士課程）

要旨：

本研究の目的は、日本におけるヤングケアラーをめぐる議論において、どのように貧困が言及され、どのような点で貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを明らかにすることである。まず、貧困への言及という観点から議論の展開を整理した。続いて、「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」の澁谷らによる議論を一例として取り上げ、文献資料に基づき、いかにして貧困の視点が抜け落ちるかを検討した。

澁谷らは、ヤングケアラーと貧困に応じてケアを担う子どもの混同を懸念し、ケア経験を肯定的に意味づけていた。これらに焦点を当てる際、一方で貧困の視点を抜け落ちを防ぎにくい。それゆえ、貧困などによりケアの担い手が不足し子どもがケアを担うという構造が議論から結果的に抜け落ちると示唆された。この結果を踏まえたうえで、家族に障害や病気がなくとも貧困に応じてケアを担う子どもをどう捉えるかという課題を提示した。

Key Words：ヤングケアラー，ケアを担う子ども，貧困

I. 研究目的

本研究の目的は、日本におけるヤングケアラーをめぐる議論において、どのように貧困が言及され、どのような点で貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを明らかにすることである。

現代の日本には、家族の障害や病気、貧困やひとり親などを背景として、家族に代わって家事を担ったり、きょうだいの世話をしたり、家族への介護や情緒的なサポートをしたりといった、過重なケア役割を担う子どもが存在する。このようなケアを担う子どものうち、特に障害や病気をもつ家族がいる場合に家族のケアを担う子どもについて、教育や社会参加の機会の制約、健康や発達への影響を問題とする議論が起こっている。彼らは、1980年代イギリス

において「ヤングケアラー young carer」として社会的注目を集めた。のちに日本にも紹介され（三富 2000）、2014年には支援団体「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」¹⁾の活動が始まった。これを受けて、主に介護に関連する問題として認知や調査が広がりつつある（松崎 2015；澁谷 2018）²⁾。

一方で、ケアを担う子どもを議論する際、家族が障害や病気をもつかどうかにかかわらず、貧困を念頭に置く必要がある。なぜなら後述するように、子どもがケアを担う構造のなかに、貧困が重要な要因として組み込まれていると考えられるためである。

しかしながら、ヤングケアラーをめぐる議論において、貧困の視点が抜け落ちているように見える。例えば、2018年にはヤングケアラーを概説する新書が国内で初めて出版された。そこでは貧困との関連が深いひとり親や不登校について検討されているも

の、ヤングケアラーやその家族が経験する貧困についてはほとんど論じられていない(澁谷 2018)。

したがって、日本のヤングケアラーをめぐる議論における貧困への言及を整理したうえで、どのような点で貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを明らかにしたい。

II. ヤングケアラーをめぐる議論における貧困の視点の意義

(1) ケアにかかわる権利の保障

なぜ、子どもがケアを担うに至るのか。この問いは、主にヤングケアラーをめぐる議論を批判的に取り上げる研究において、権利保障の文脈から組み込まれてきた。

日本におけるヤングケアラーをめぐる議論は、「ケアの社会化」についての議論から派生して出発した。井口(2017)や保田(2013)の整理によれば、主に介護を問題とする「ケアの社会化」をめぐる議論を契機に、ケアを誰がどのように担い遂行していくのが課題となり、ケアの担い手の社会的支援や権利保障、さらにはケアにかかわる市民権を考える政治哲学的議論にまで発展しつつある。このような文脈のなかに、イギリスとの比較を通してケアの担い手に対する日本の支援政策の不備を指摘し、ヤングケアラーを日本に初めて紹介した三富(2000)の研究がある。次章にて整理する、三富に続く一連のヤングケアラー研究は、ケアの担い手への公的支援や権利保障のあり方をめぐる議論の系譜に位置づくものと評価されている(井口2017)。

このような議論の文脈に対し、「権利保障」の内実が問われている。「ケアする権利」と「ケアしない権利」について論じた森川(2008)は、三富などの日本の介護研究が、ケアの担い手の権利保障を直接扱うのではなく家族介護者の支援に焦点を当ててきたが、そのこと自体がかえってケアの担い手を固定化しかねないと危惧する。そのうえで、1990年代イギリスのヤングケアラー支援に対するLois KeithとJenny Morrisの批判を紹介しつつ、「現に介護をになっている家族がなぜ介護者となっているのかを

問わないまま、『より介護者らしくなるための施策』を主張することにもなりかねない」(森川2008:48)と指摘する。子どもと家族がケアの担い手と受け手として固定化されないためには、ケアを代替・分有しつつニーズを満たすだけの資源を実際に利用できることが求められる(森川2008)。

(2) 子どもがケアを担う構造と貧困

それでは、子どもがケアを担う構造とはどのようなものか。

先述の森川がわずかに触れるように、子どもに支援を求めざるを得ない状況に家族を追い込む「病気や障害それ自体よりも重要ないくつもの要因」(Keith & Morris 1995:45)があり、Keith & Morrisはその筆頭に貧困 poverty を挙げている。Keith & Morrisによれば、障害や病気をもつ家族がいるとき、就労や稼働収入が制約され、より高い生活コストが生じる。ひとり親世帯では、ほかにケアを提供できる大人がいない。これらが低所得と結びつき、障害をもつ親は子どもに頼らざるを得なくなる(Keith & Morris1995)。

澁谷(2012)は、森川やKeith & Morrisを含む先行研究を踏まえつつ、子ども期にケアを担った人と担わなかった人の語りを分析し、家族のもつ資源に応じた家族役割の調整や子どものケア負担を軽減する要因について検討している。子どもがケアを担うことは、多くの場合「その家族が存続するために使える資源が不足していたこと」(澁谷2012:13)とかわり、病気の発症そのものよりも、ケアの担い手が別居や就労によりケアを担えなくなったために、子どもがケアを期待された。

実際に、現在の「ヤングケアラー」の定義に該当する、障害や病気をもつ家族がいてケアを担う子どものなかには、少なからず貧困の子どもが存在する。従来のヤングケアラー調査では、障害や病気をもつ家族がおらず貧困などに応じてケアを担う子どもが含まれる可能性もあるが(澁谷2017)、40%前後がひとり親世帯で生活し(ヤングケアラープロジェクト2017; 渡邊・田宮・高橋2019; 濱島・宮川2020)、要保護児童対策地域協議会で把握されたヤングケア

ラーに限れば、約 30%が生活保護世帯に属する（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2019）。さらに、国民生活基礎調査における「同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている 18 歳未満の子ども」に限定した場合でも、そのような狭義のヤングケアラーのいるひとり親世帯の 1 月あたり家計支出総額は平均世帯人数 2.7 人で 18.0 万円であり、生活保護世帯の支出額と同水準であった（渡邊・田宮・高橋 2019）。

ヤングケアラーの貧困を示唆するこれらの先行研究や実態を踏まえ、子どもがケアを担う構造と貧困のあいだの関係を次のように仮説的に考えておきたい。すなわち、貧困やひとり親など経済的・時間的資源³⁾が不足しており、かつ、場合によっては追加的なケアニーズのある家族状況において、ケアの担い手が就労などにより不足し、子どもがケアを担うと考える。この仮説に基づけば、貧困の視点を議論に取り入れることは、子どもがケアを担う構造を捉えたとともに、ケアの代替・分有に必要な資源を確保し、ケアにかかわる子どもと家族の権利を保障するための基礎になる。

(3) 研究課題

ではなぜ、ヤングケアラーをめぐる議論のなかで貧困の視点が抜け落ちているのか。その背景には、ケア一般の議論において貧困の視点が少ないというほか、前節で取り上げた Keith & Morris (1995) が議論したように、1990 年代イギリスにおけるケアラー支援がかえってケアの担い手を固定化しかねないものであったことなどを想定できるだろう。だが、支援団体「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」の活動を受け、2014 年からはわかにヤングケアラーが社会的注目を集めたことや、同時期にいわゆる「子どもの貧困」に関する議論がさかんになったことを踏まえれば、これまでのヤングケアラーに関する日本国内の議論を丁寧に検討する必要がある。

日本のヤングケアラー研究の動向について文献検討を行った主な先行研究に、河本 (2020) がある。河本は、データベース検索を中心に収集された文献

のうち最終的に 15 文献を対象に、要約表にまとめたうえで、5 つの時期に区分し時期ごとの特徴と内容を検討した。文献検討から得られた今後の課題として、ヤングケアラーの認知拡大やヤングケアラーを含む家族介護者支援の必要性を指摘している。

本研究の整理は河本 (2020) と重なる部分があるが、次の点で大きく異なる。河本は文献上の時系列的な動向を検討するにとどまるが、本研究では、ヤングケアラーをめぐる議論の文脈や主体を踏まえたうえで、貧困への言及や議論の組み立て方について整理している。例えば、後に検討するように、澁谷や松崎の文献を、河本のように個別の研究者による個別の研究とみるのではなく、ヤングケアラー議論についてある程度一定の方向性を共有した「ヤングケアラープロジェクト」の論者による一連の議論として捉えている。

このようにして本研究では、日本のヤングケアラーをめぐる議論における貧困への言及の変化を整理する。そのうえで、「ヤングケアラープロジェクト」による議論を一例として取り上げ、同プロジェクトやその論者による文献資料に基づき、どのような点で貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを検討する。

III. ヤングケアラー議論の展開にみる貧困への言及の変化

資料の検討を踏まえて、貧困への言及の変化という観点から、ヤングケアラーをめぐる議論を次の 3 つに仮説的に分ける。

- (1) ヤングケアラーをめぐる議論の起こり (2000-)
- (2) 「ヤングケアラープロジェクト」による認知拡大と貧困の周辺化 (2014-)
- (3) 多様な主体の参入と貧困への再接近 (2017-)

以下、この議論の区分に沿って分析を進める。本章では、ヤングケアラーをめぐる議論の時系列的な展開と、そこにみられる貧困についての言及の変化を検討する。言及の変化の検討を通して、従来の議論がどの程度、子どもがケアを担う構造を捉える貧困の視点をもっていたのかを見ることができる。

(1) ヤングケアラーをめぐる議論の起こり(2000-)

先に触れたように、ヤングケアラーは三富(2000)によって初めて日本に紹介された(柴崎 2005 ; 土屋 2006) が、2000年代ではヤングケアラーがほとんど社会的に認知されておらず、国内の研究は限られている。

三富(2000)は、イギリスのケアの担い手に対する支援政策を検討するなかで、ヤングケアラーを「在宅介護を担う児童」として体系的に整理し紹介した。子どもがケアを担うことの影響として、家族生活における親子関係の逆転、不登校などの教育問題、社会的な孤立に象徴される社会生活および友人関係、低所得と貧困による経済生活、人格の形成と就職問題の5点を挙げている。「低所得と貧困は、親の疾病や障害に端を発する問題」(三富 2000 : 434)であって、「めぐりめぐって児童の教育や社会生活に暗い陰を落とす」(同上 : 434)としつつ、貧困とケアのあいだの関係性については「児童が在宅介護を担うことに直接かかわるわけではない」(同上 : 434)と述べる⁴⁾。

柴崎(2005)は、ラフバラ大学ヤングケアラー研究グループによる「2004年児童介護者調査報告書 Young Carers in the UK: the 2004 report」を取り上げ、ヤングケアラーの生活状況を検討した。家族の雇用の欠如と低所得により貧困や社会的排除のリスクが大きいことや、ひとり親世帯や少数民族ではその生活に課題を抱えやすいことが報告されている。

ほかに、ALS(筋委縮性側索硬化症)患者をケアする子どもに注目し、子どもとしての経験を描いた土屋(2006)の研究がある。土屋は、ヤングケアラーについてのイギリスの先行研究を参照し、「経済問題については、親が非就労であることによる低所得、貧困、サービス利用による家計の圧迫の問題が指摘されている」(土屋 2006 : 110)と述べる。

このように、2000年代半ば頃までの初期の研究やその流れを汲む研究⁵⁾においては、ヤングケアラーが経験する特徴的な不利として貧困に言及されてきた。ただしこれらの議論は、いくらかの貧困の視点をもちつつも、子どもがケアを担う構造までを捉え

てはいない。貧困とケアは直接的にかかわらないか、あるいは何らかのかたちで結果的にかかわるものとして曖昧に理解されている。

(2) 「ヤングケアラープロジェクト」による認知拡大と貧困の周辺化(2014-)

2014年以降、支援団体「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」の活動によって、ヤングケアラーの社会的認知がにわかに拡大してきた⁶⁾。同プロジェクトのなかで、早くから中心的にヤングケアラー研究に取り組んできた論者が、澁谷や松崎である。澁谷らは前節の三富(2000)や柴崎(2005)、土屋(2006)といったヤングケアラー研究の系譜を踏まえつつ議論を行っているが、それまでの議論が不十分ながらも貧困の視点をもっていたのとは対照的に、貧困の視点が議論から抜け落ち、貧困が周辺に置かれていると見える⁷⁾。

まず、国内で初めてヤングケアラーの現状を概説した新書である澁谷(2018)において、貧困についての言及をみてみたい。澁谷はその冒頭で子どもの貧困の見えにくさを述べ、ヤングケアラーという枠組みとの共通点を見出しているが、あくまでヤングケアラーとは異なる問題として貧困に言及している(澁谷 2018 : 2-3)。また、ヤングケアラーの生活状況について貧困との関連が深いひとり親や不登校を取り上げているほか、イギリスのヤングケアラーによる語りを紹介したなかで経済的な余裕のなさが現れている(同上 : 190)ものの、このようなヤングケアラーの貧困について澁谷は分析を加えていない⁸⁾。

「ヤングケアラープロジェクト」、あるいはその論者である澁谷が中心となり実施された調査の報告書においても、資料内の調査結果や事例からヤングケアラーの貧困が少なからず示唆されるものの、貧困について踏み込んだ分析は行われていない。

例えば、南魚沼市と藤沢市の教員調査では、ヤングケアラーと思われる子どもの家族構成が検討され、ひとり親と子どものみからなる世帯がそれぞれ32.3%、44.9%を占めた(ヤングケアラープロジェクト 2015 ; ヤングケアラープロジェクト 2017)。教員が出会ったヤングケアラーのケースや教員からの

意見の一部にも、貧困（ヤングケアラープロジェクト2015：20, 30）や経済的問題（同上：24）を指摘する議論があった。一方で、貧困についての詳細な分析には至っていない。

ほかの例として、澁谷が検討委員会の座長となって進められた三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング（2019）による調査の報告書を取り上げる。ここでは、全国の要保護児童対策地域協議会で把握されたヤングケアラーの家族のうち、ひとり親と子どもからなる世帯が48.6%（三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング2019:22）、生活保護世帯が29.6%（同上：27）に上った。「関係者の意見」の列挙のなかにも、ヤングケアラーの要因として貧困に言及する議論があった（同上：20）。しかしながら、報告書の「考察」という項では、「登録の種類としては、半数が虐待（ネグレクト）、生活保護受給世帯は約30%となっている」（同上：89）とごく簡潔に述べられている。

最後に、ヤングケアラーをめぐる報道について確認したい。特に2014年頃の報道におけるヤングケアラーの語られ方は、澁谷や「ヤングケアラープロジェクト」の影響を受けている。ヤングケアラーがマスメディアによる注目を集めたのは、2014年2月に澁谷の研究室と日本ケアラー連盟が主催したシンポジウムを契機としており、同プロジェクトもこの反響を受け2014年8月に発足した（澁谷2018）。マスメディアによる2014年の報道10件を分析した松崎（2015）は、「家族を介護する若者」について、ライフコース選択機会の制約や孤立が問題として報じられたとし、ジェンダー差異や社会的排除の構造、介護の社会化のあり方について検討の必要があるとする（松崎2015）。

その一方で、貧困の視点からヤングケアラーを取り上げる報道はほとんど見当たらない。「若年介護者」が介護を担うことで抱える不利に機会の喪失、孤立、貧困の3つを挙げた武田（2016）は、報道の分析に取り組んではいないものの、「マスメディアに登場する彼ら／彼女ら〔筆者注——「若年介護者」⁹⁾〕の語りには、経済的な問題に触れることがほとんどない」（武田2016：55）と指摘する。

このように、2014年以降の「ヤングケアラープロジェクト」による議論では、貧困の視点が抜け落ちている。より具体的に言えば、同プロジェクトにかかわる資料のうち、新書や報告書、報道などの比較的広く読まれると想定される資料では、貧困にほとんど言及されないか、あるいは言及があってもヤングケアラーとは異なる問題として周辺に置かれており、子どもがケアを担う構造とそこに組み込まれた貧困が見えにくくなっている。

（3）多様な主体の参入と貧困への再接近（2017-）

「ヤングケアラープロジェクト」は、2016年前後まで国内で唯一の支援団体として議論の中心を占めた。一方で2017年前後から、同プロジェクトとは異なる、「ヤングケアラー」の表記を採用する主体が、貧困とケアのあいだの関係性を積極的に論じている（横山・蔭山編2017；斎藤2019；安部2019；山村2019）。

とりわけ貧困の視点が現れている議論に、「公益財団法人京都市ユースサービス協会」にて「子ども・若者ケアラーの実態にかかわる事例検討会」発起人を務める、斎藤による論考がある。斎藤（2019）は、子どもの貧困とケアのあいだに「きわめて強い相関関係」（斎藤2019：44）を見出し、「生活困窮の解消のためには、必然的に、働き手の数を増やすことが求められ、それは結果的にケアの担い手の減少に至る」（同上：44）といった、子どもがケアを担う構造に組み込まれた貧困にまで接近している¹⁰⁾。

加えて、精神疾患の親をもつ子どもの支援団体である「こどもびあ」を挙げたい。「こどもびあ」は「ヤングケアラープロジェクト」とかかわりを持ち、2019年2月には同プロジェクトが主催するシンポジウムに代表の坂本氏が登壇するなど、現在ではヤングケアラーの1つのかたちとしての位置を占めつつある（こどもびあ2020）。「こどもびあ」に参加する研究者によって編集された横山・蔭山編（2017）は、精神障害のある親に育てられた子どもの語りを通じて、その生活上の困難を明らかにした。ここでは、「病気の親と暮らす子どもには、貧困の問題が出現しやすくなる」（横山2017：110）傾向や、「ヤ

ングケアラーとなり、炊事や洗濯、掃除などの家事を担う」(同上:108)傾向が指摘され、生活保護や貧困を取り上げるために1節が割かれている。

なお、「ヤングケアラープロジェクト」の論者からも、ヤングケアラーの貧困を取り上げる研究が提示されている。高齢者介護を担う家族の社会的孤立と貧困について論じた濱島(2019)は、そのなかで身体の弱い母親や高齢の祖母をケアするヤングケアラーの事例を紹介している。母親や祖母が社会的孤立や貧困といった問題を抱え、それが子ども世代にも引き継がれることを踏まえ、「『ケアによる生活問題が世代間で連鎖したもの』として、とらえる必要がある」(濱島 2019:52)と指摘する。ただし、後述の論点と関連して、濱島はヤングケアラーの貧困を取り上げつつも、同プロジェクトのほかの論者とある程度共通の立場を保っていると読み取れる¹¹⁾。

これらの議論は、ヤングケアラーの貧困を必ずしも中心に据えていないが、「ヤングケアラープロジェクト」とは対照的に、再び貧困に注目し貧困の視点を取り入れているという点で特筆に値する。

とはいえ、ヤングケアラーをめぐる議論のこれまでの展開を通して、貧困の視点を十分にもち続けてきたわけではなく、それは現在においても同様と言える。ヤングケアラーの概説書である澁谷(2018)の登場や、澁谷が検討委員会の座長となった三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング(2019)によるヤングケアラー調査の実施、さらに2020年3月、日本ケアラー連盟の活動を受け、国内初のケアラー支援条例が埼玉県にて成立したこと(日本ケアラー連盟2020b)などを踏まえれば、「ヤングケアラープロジェクト」は依然として議論の中心的な位置を占めている。

IV. ヤングケアラー議論の組み立て方による貧困の視点の抜け落ち

本章では、まず、支援団体「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」の論者による議論を一例として取り上げ、同プロジェクトやその論者による文献資料に基づき、どのような点で貧困の視点を

抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを検討する。続いてその結果を踏まえたうえで、家族に障害や病気がなくとも貧困などによるケアの担い手の不足に応じてケアを担う子どもをどう捉えるかという、議論枠組みの課題を提示する。

(1) 「ヤングケアラープロジェクト」による議論の組み立て方

1) 貧困に応じてケアを担う子どもとの混同に対する懸念

「ヤングケアラープロジェクト」の澁谷や松崎は、その論者としてある程度共通した考え方をもち、一定の方向性をもって議論を組み立ててきたと読み取れる。

その1つが「ヤングケアラーについての社会の意識を高めていくこと」(澁谷2018:132)である。同プロジェクトは2014年に発足したが、「子どもの貧困や虐待への関心は高まってきているものの、子どもがケア役割を担うことへの支援はまだなされていない」(澁谷2012:3)という状況で、特に同時期に注目を集めた「子どもの貧困」との混同が懸念されていたと示唆される。

ここで、子どもがケアを担うに至る家族のケアのあり方を、議論の整理のために、いったん次の2つに分けて考えてみる。1つは、障害や病気をもつ家族がいて、特別なケアニーズがある場合である。このとき、障害や病気をもつ家族を直接的に介護する子どもに加え、直接的な介護はしないが家事やきょうだいの世話を担う子どもも含まれる。もう1つが、障害や病気をもつ家族はおらず、一般的な子育て世帯と同程度のケアニーズがある場合である。この場合でも、貧困研究から提示されるように(Millar & Ridge2013; 林2016; 熊谷2019)、特に貧困やひとり親など経済的・時間的資源の不足した家族状況では、親をはじめとするケアの担い手が就労などにより不足し、不足分の家事やきょうだいの世話を子どもが担うと考えられる。

ヤングケアラーをめぐる議論では、このうち前者のみを「ヤングケアラー」とみなす考え方が中心的であり、「ヤングケアラープロジェクト」も同様の

考え方を示している。澁谷 (2017) の脚注からは、同プロジェクトのあいだで、家族に病気や障害がなくとも貧困に応じてケアを担う子どもと、ヤングケアラーの混同が懸念されているものと読み取れる。この議論は、先述の藤沢市ヤングケアラー教員調査の報告書にも一部記載されている (ヤングケアラープロジェクト 2017 : 6) 。

この数字 [筆者注——家族のケアを担っているのではないと思われる児童や生徒と接したことがあるかを問う質問に対して肯定的に回答した教員の数] に関しては、実際よりも多めに出ていますのではないかとの見方もプロジェクトメンバーの間でなされている。すなわち、家族に病気や障がいがなくともきょうだいの日常の世話をしている子どもなども、この数に含まれているのではないかと推測されている。しかし、必ずしも家族の病気や障がいによらないケースでも、貧困等の理由で、子どもが年齢の割に重いケアを担いその学校生活等に影響が出てしまっているという事実はあり、それを学校の先生たちが認識していることは、今日子どもたちが置かれている状況を改善していく上でも重要であると思われる [下線筆者] (澁谷 2017 : 18-19) 。

松崎は、2017年4月、認定NPO法人「まちぼっと」によるイベント「アドボカシーカフェ」にてヤングケアラーについての講演とパネル対話を行った。その質疑応答において、澁谷と同様に教員調査の回答結果に触れつつ、貧困に応じてケアを担う子どもとヤングケアラーの切り分けの難しさを述べている¹²⁾。

それ [筆者注——子どもがケアを担うことに関して教員が敏感になったこと] はいい点もあれば少し難しい点もあります。というのは、子どもの貧困のケースとの切り分けが難しくなってくるからです。病気や障害のケアが理由で、つまり介護が想定される事情だけでそういう子どもに気づいたのではなく、貧困が理由となっている……ケースもあります。これをヤングケアラーと呼ぶのかは微妙です。「慢性的な疾患や障害、加齢による要介護状態などをケア

している」というのがヤングケアラーの本来の定義になっていますので、もし一時的な病児保育が利用できれば、きょうだいの子どもが学校を休む必要が無い、といったケースは、そのヤングケアラーの定義からは外れます [下線筆者] (ソーシャル・ジャスティス基金 2017) 。

このように、澁谷らは子どもがケアを担う要因として貧困を理解しており、貧困の視点をもってはい。ところが、ヤングケアラーと貧困に応じてケアを担う子どもの混同が懸念される時、貧困の視点が抜け落ちるのを防ぐことは難しく、結果的に抜け落ちてしまうのだと考えられる。この点は、次に述べる議論の組み立て方においても同様であった。

2) ケア経験に対する困難な表象の回避と肯定的意味づけ

松崎 (2020) は、ヤングケアラーの支援にあたり留意すべきことの整理を行っている。いかにヤングケアラーを議論すべきかについて、松崎や澁谷が共有する基本的な観点をみることができる。この内容は、澁谷の提示するヤングケアラー支援の第1の方向性「ヤングケアラーがケアについて安心して話せる相手と場所を作ること」(澁谷 2018 : 132) にも相当し、特に重点が置かれていると読める。

松崎や澁谷の記述からは、ヤングケアラーの不利と支援の意義を認めると同時に、ヤングケアラーの困難が過剰に表象されることでケア経験を語りにくくなるのを懸念し、ケア経験を肯定的に意味づけているものと読み取れる。松崎によれば、ヤングケアラーは苦しい経験をした「被害者」(松崎 2020 : 30) として表象されやすい。すると、ヤングケアラーの家族に責任が帰せられるか、あるいは家族のケアを担ってきた経験を否定されかねないという理由で、ヤングケアラーがケアの経験を語りにくくなる。ゆえに、「困苦という言葉に回収しきれものではない」(同上 : 29)、「家族をケアする経験の中で何を得ているのか、どう考えているのかといった当事者の経験の複雑さや置かれている状況の両義性」(同上 : 31) についても耳を傾けるべきだと主張されて

いる。松崎が引用するように（同上：27），澁谷もまた、家族責任が強調されヤングケアラーがケアの経験を語りにくくなることを危惧する（澁谷 2018：90）。澁谷（2018）でも、ヤングケアラー支援を考えるための観点として年齢の割に高い生活能力などの「プラスの影響」（同上：5）を評価しようとする姿勢が明示されている。

そして、このような議論の組み立て方は貧困の視点と葛藤があるため、貧困の視点を抜け落としやすくなっているという可能性を指摘できる。松崎はヤングケアラーの被害者性が強調される理由として、「ケアに取られる時間や労力、その代わりに失う様々な機会、稼得できた可能性のある金銭、そして感情的・精神的に傷つく経験など」の「ペナルティ」（松崎 2020：28）を挙げる。しかし、これらへの注目を懸念し、子どものケア経験を肯定的に意味づける時、子どもがケアを担う構造に組み込まれた貧困を捉える視点は抜け落ちやすいと考えられる¹³⁾。

以上見てきたように、「ヤングケアラープロジェクト」は、ヤングケアラーと貧困に応じてケアを担う子どもの混同を懸念し、また、ケア経験を肯定的に意味づけていると読み取れる。これらに焦点を当てると、一方で、貧困の視点を抜け落ちを防ぎにくい議論の組み立て方になっており、結果的に貧困の視点が抜け落ちるのではないかと示唆される¹⁴⁾。

ここで取り上げた「ヤングケアラープロジェクト」の議論はあくまで一例である。とはいえ、貧困に応じてケアを担う子どもとの混同に対する懸念や、ケア経験への肯定的意味づけを、議論を組み立てる際の視点の1つとして想定することは難しくない。これらの点は、例えば、前章にて取り上げた斎藤の論考でも示唆されている（斎藤 2019：41-42, 44）。

さて、これらの点は議論において留意すべきだが、前提として、ケアを担う／担わないという選択肢が子どもに開かれているかどうかを忘れるべきではない。したがって、議論から抜け落ちてしまった貧困の視点を改めて取り上げ、子どもがケアを担う構造に組み込まれた貧困を捉え直す必要がある。

（2）貧困に応じてケアを担う子どもをどう捉える

か

先にみた例のように、ヤングケアラー議論の組み立て方によっては、貧困の視点を抜け落ちを防ぎにくく、したがって子どもがケアを担う構造に組み込まれた貧困を捉えることも難しくなると考えられる。これはすなわち、先に整理した家族のケアのあり方の1つである、家族に障害や病気がなくとも、貧困やひとり親などによるケアの担い手の不足に応じて家事やきょうだいの世話を担う子どもを取りこぼすことにつながる。

このような家族のケアのあり方をどう捉えるかという論点は、主にヤングケアラーの定義をめぐる議論のなかで示唆されてきた。澁谷によれば、「いわゆる『お手伝いをよくする子ども』とヤングケアラーはどう違うのか……という点は、学校でヤングケアラー調査をする際などにもよく訊かれる質問である」（澁谷 2017：2）という。この問いに対して、澁谷はイギリスの Saul Becker による 2000 年の定義を引用し、家族が抱える障害や病気、子どもが担うケアの頻度や量、重要性によってヤングケアラーが定義されるとする（澁谷 2017）。一方で、イギリスの「2014 年子どもと家族に関する法律」における定義もよく知られている。この定義は、ヤングケアラーが社会で認知されている状況を踏まえてあえて広く設定され（澁谷 2017）、家族が「疾病、障がい等を有していなくてもケアをしている場合ヤングケアラーに含まれる」（濱島・宮川 2020：63）。

この論点を真正面から取り上げて整理した数少ない先行研究として、ALS 患者を親にもつ子どもの経験を分析した土屋（2006）が参考になる。土屋は、ヤングケアラー研究を批判的に検討するなかでヤングケアラーの定義の難しさに注目し、「たとえば大家族のなかで幼いきょうだいの面倒をみている子どもや、1 人親家族で家事などを一手に引き受けている子どもと、ヤングケアラーと呼ばれる子どもが行うケアや家事には、どのような違いがあるのか。……区別は困難である」（土屋 2006：102）という論点を提示する。

土屋はこれに続けて、ヤングケアラーとほかの子どもとの境界を明確にするためには、「障害の親」

と「非障害の子ども」の関係性という軸を立てて検討すべきとする。その関係性に特有の子どもの経験として、患者の身体機能の衰えとそれに対する患者本人のいらだちを見聞きする経験や、子どもたちが「障害」と「非障害」の境界線上から「障害」の領域へ追いやられるというカミングアウトをめぐる困難を挙げている(土屋 2006)。言い換えれば、障害や病気をもつ家族がいて特別なケアニーズがある場合と、障害や病気をもつ家族がおらず一般的な子育て世帯と同程度のケアニーズがある場合とで、前者の子どもは特殊な困難を経験するという主張である。

しかし、このような主張が、議論の範囲を前者のみに限定すべき十分な根拠たりうるかはあまり明瞭でないと思われる。その経験が異なるにせよ、ケアを担う構造とケイパビリティの制約という2点で両者の子どもは共通点をもつと考えられるのである。

ケイパビリティ・アプローチを提示した Amartya Sen によれば、貧困は「経済的手段が不足しているために福祉を追求する能力がないことである」(Sen =2018 : 194) と定義される。このような貧困の視点は、家族の障害の有無にかかわらず、ケアを担う子どもの困難を射程に収める。例えば、障害のある親のもとで育つ子どもの生活を貧困の視点から整理した山村 (2019) が述べるように、ヤングケアラーにみられる「親子関係の課題は、親に障害のない場合であっても低所得世帯で暮らす親子の場合にも指摘される」(山村 2019 : 87)。ほかにも、学校生活の機会と役割のあいだの葛藤、役割を内面化しており離れるのが難しいといった側面(林 2016; 澁谷 2018)において、子どものケイパビリティは制約を受けると示唆される。

従来のヤングケアラー議論のように家族が障害や病気をもつ場合に限定するのか、あるいは、貧困などによるケアの担い手の不足に応じてケアを担う子どもを射程に入れるのか、この点は制度設計ともかかわって検討すべき課題である。2020年11月に公開された「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」では、家族に障害や病気がなくとも幼いきょうだいの世話を担っている子ども

は「ヤングケアラーと見なすかどうか判断が難しい」(埼玉県 2020 : 2) という理由で除外されている。一方で、貧困とケアのあいだの関係性を取り上げる近年の論考や報告の中には、この論点に明示的に踏み込んではいないが、貧困などに応じてケアを担う子どもを含みつつヤングケアラーを論じるものも登場している(斎藤 2019 ; 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 2020)¹⁵⁾。

V. まとめ

本研究の目的は、日本におけるヤングケアラーをめぐる議論において、どのように貧困が言及され、どのような点で貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを明らかにすることであった。貧困の視点は、子どもがケアを担う構造を捉えるとともに、ケアの代替・分有に必要な資源を確保し、ケアにかかわる子どもと家族の権利を保障するための基礎になると考えられる。

まず、ヤングケアラーをめぐる議論の展開と、そこにみられる貧困への言及の変化を整理した。2014年以降、支援団体「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」がヤングケアラーをめぐる議論の中心的な位置を占めてきた。そこでは、2000年に始まる初期のヤングケアラー研究や、「ヤングケアラープロジェクト」とは異なる主体による2017年以降の議論とは対照的に、貧困の視点が抜け落ちていることを浮かび上がらせた。

続いて、「ヤングケアラープロジェクト」の論者による議論を一例として取り上げ、同プロジェクトやその論者による文献資料に基づき、どのような点で貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られているかを検討した。「ヤングケアラープロジェクト」は、ヤングケアラーと貧困に応じてケアを担う子どもの混同を懸念し、ケア経験を肯定的に意味づけていると読み取れる。これらに焦点を当てる際、一方で、貧困の視点の抜け落ちを防ぎにくい議論の組み立て方になっていると考えられた。それゆえ、貧困やひとり親など経済的・時間的資源が不足しており、かつ、場合によっては追加的なケア

ニーズのある家族状況において、ケアの担い手が就労などにより不足し子どもがケアを担うという構造が、議論から結果的に抜け落ちるのではないかと示唆された。この結果を踏まえたうえで、家族に障害や病気がなくとも貧困などによるケアの担い手の不足に応じてケアを担う子どもをどう捉えるかという、議論枠組みの課題を提示した。

注

- 1) 以下、「ヤングケアラープロジェクト」と適宜表記する。
- 2) 「ヤングケアラー」の定義は未だ確立していないが、日本でしばしば採用されるのは、「ヤングケアラープロジェクト」による定義である。すなわち、ヤングケアラーとは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」（日本ケアラー連盟 2020a）を指す。本研究でも、この定義に則りつつ議論を進める。
- 3) 時間的資源の不足については仮説にとどまるため、今後の検討課題としたい。障害児のきょうだいはしばしば手軽なケア資源として機能し、制度の対応できない隙間時間を柔軟に埋めることで、母親の就労を促進すると示唆されている（田中 2020 : 106）。
- 4) 三富はのちの研究において、貧困よりも社会的排除に注目している。その論考によれば、相対的剥奪の視点を発展的に継承した社会的排除の分析が、イギリスのケアの担い手を可視化してきたという（三富 2016）。貧困に替えて社会的排除の枠組みを用いる是非については別に検討する必要があるだろうが、ここでは踏み込まない。
- 5) これらの流れを汲む先行研究に、北山・石倉(2015)などがある。北山らは日本語文献として三富と柴崎の研究のみを参照しており、「ヤングケアラープロジェクト」の影響が小さいと見える。北山らはヤングケアラーにひとり親や貧困などが複雑に関わると指摘するが、それらの関係性については、

「YC [筆者注——ヤングケアラー] の原因がそれらの事象にあるのではなく、こうした複雑な事象の一端が YC という形となって現れていると考えの方が妥当である」（北山・石倉 2015 : 28）と述べている。

- 6) 「ヤングケアラープロジェクト」の活動経緯やその影響については、澁谷（2018）に詳しい。
- 7) 2章にて先行研究を取り上げたように、澁谷も「ヤングケアラープロジェクト」の発足以前には、家族資源に応じた役割の調整や子どものケア負担を軽減する要因について考察を行っていた（澁谷 2012）。
- 8) これは、澁谷（2018）がケアの要因として貧困を紹介しているとする安部の見解（安部 2019 : 106）とは異なる。語りにみられる貧困について澁谷自身は分析を行っていない。
- 9) ここでの「若年介護者」とは「18歳以上30代までの介護者」（武田 2016 : 53）を指し、ヤングケアラーとは区別されるが、ヤングケアラーの報道にもこの議論が当てはまると示唆される。ヤングケアラーを含む家族を介護する若者が社会的注目を集めたきっかけは、澁谷と日本ケアラー連盟の主催する 2014 年のシンポジウムにあると武田は述べる（同上 : 52-53）。なお、武田は「ヤングケアラープロジェクト」の論者ではない。
- 10) ただし斎藤（2019）は、ヤングケアラーを貧困や虐待に還元しないというねらいから、あえて子どもが担うケアの様態に注目する。一方で、ケアを担う子どもの貧困を、従来のようなヤングケアラーの議論に還元しないこともまた重要であろう。
- 11) 濱島（2019）は、子どもがケアを担う構造として貧困に言及しているわけではない。さらに、濱島らによる大阪府立高校の生徒・教員を対象とした一連の調査では、家族に障害や病気がなくとも幼いきょうだいの世話を担っている子どもについて、「ヤングケアラー」に含めるか否かは議論があるとしつつ、除外したかたちでの集計を志向している（濱島・宮川 2020）。
- 12) なお、この議論は講演中に松崎が自ら提示したものではない。「子どもの貧困との関係」につい

ての問いが参加者から提示され、それを踏まえての議論となっている。

- 13) 貧困の視点は子どもの不利や困難に注目するが、被害者として表象するわけではない。貧困の視点は、貧困にある人々の不利を家族の責任に帰さず社会的な不平等として捉えるとともに、声をもつ主体として人々を尊重する(松本2019)。この点はヤングケアラーをめぐる議論の方向性と両立するのであり、すなわち松崎がKeith & Morrisの議論を紹介するなか言及される、「貧困や適切なサポートの欠如といった要因があるにもかかわらず、……家族はまっさきに責められる安易な標的になる」(松崎2020:28)といった課題に対しては、貧困の視点からヤングケアラーを捉えることが有効である。
- 14) 本研究をまとめるにあたり、成蹊大学文学部 澁谷智子先生、松崎実穂先生との議論の機会を頂いた。その際、「ヤングケアラープロジェクト」の論者は独自に研究を行っており特に方向づけをしていないという旨、また、貧困を議論から切り分ける意図はなく、当時日本でヤングケアラーとして経験を語った方々が経済的困窮家庭の出身でないために、手元のインタビューデータに基づき貧困とのかかわりを示す段階にはまだなかったというほうが実態に即している、という旨のご指摘を頂いた。本研究では、実態を直接検討するというよりも、あくまで文献資料の読み方の1つとして、そもそも議論の組み立て方自体が貧困の視点の抜け落ちを防ぎにくいものになっているのではないかという議論を行っている。
- 15) 三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告について、2018年度の報告では澁谷が検討委員会の座長を務めたが、2019年度の報告では検討委員会に参加せず、座長は安部に代わっている。そこでは、貧困に応じてきょうだいの世話を担う子どもが「ヤングケアラー」の事例として提示された(三菱UFJリサーチ&コンサルティング2020:13-17)。

文 献

- 安部計彦 (2019) 「ヤングケアラーと子どもへの権利侵害—ネグレクト調査の再分析から」『西南学院大学人間科学論集』15(1), 75-117.
- 濱島淑恵 (2019) 「家族介護者の社会的孤立と貧困」『貧困研究』23, 46-57.
- 濱島淑恵・宮川雅充 (2020) 「高校教員のヤングケアラーに関する認識」『生活経営学研究』55, 55-64.
- 林明子 (2016) 『生活保護世帯の子どものライフストーリー——貧困の世代的再生産』勁草書房.
- 井口高志 (2017) 「ケアの社会学と家族研究」藤崎宏子・池岡義孝編『現代日本の家族社会学を問う—多様化のなかの対話』ミネルヴァ書房, 57-84.
- 河本秀樹 (2020) 「日本のヤングケアラー研究の動向と到達点」『敬心・研究ジャーナル』4(1), 45-53.
- Keith, L. and Morris, J. (1995) Easy targets: a disability rights perspective on the 'children as carers' debate, *Critical Social Policy*, 15(44-45), 36-57.
- 北山沙和子・石倉健二 (2015) 「ヤングケアラーについての実態調査—過剰な家庭内役割を担う中学生」『兵庫教育大学学校教育学研究』27, 25-29.
- こどもびあ (2020) 「これまでの活動」(https://kodomoftf.amebaownd.com/pages/833083/page_201702042127, 2020. 11. 24) .
- 熊谷良介 (2019) 「母子生活支援施設を退所した子どもの生活」『北海道社会福祉研究』39, 15-27.
- 松本伊智朗 (2019) 「なぜ、どのように、子どもの貧困を問題にするのか」松本伊智朗編集代表、松本伊智朗・湯澤直美編『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店, 19-62.
- 松崎実穂 (2015) 「メディアにみる『家族を介護する若者』—日本における社会問題化を考える」『ジェンダー&セクシュアリティ』10, 187-201.
- 松崎実穂 (2020) 「ヤングケアラー・若者ケアラーとその『家族』へのまなざし—“支援”や”対

- 策”の前に考えておきたいこと』『福音と世界』75(4), 26-31.
- Millar, J. and Ridge, T. (2013) Lone mothers and paid work: The ‘family-work project’, *International Review of Sociology*, 23(3), 564-577.
- 三富紀敬 (2000) 『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房.
- 三富紀敬 (2016) 『介護者支援政策の国際比較—多様なニーズに対応する支援の実態』ミネルヴァ書房.
- 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング (2019) 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書』平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング.
- 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング (2020) 『ヤングケアラーへの早期対応に関する研究 報告書』令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング.
- 森川美絵 (2008) 「ケアする権利/ケアしない権利」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・ほか編『ケア その思想と実践4 家族のケア 家族へのケア』岩波書店, 37-54.
- 日本ケアラー連盟 (2020a) 「ヤングケアラープロジェクト」(<https://youngcarerjp.jimdofree.com/>, 2020. 11. 24) .
- 日本ケアラー連盟 (2020b) 「2020年3月27日埼玉県ケアラー支援条例制定に対する声明」(<https://drive.google.com/file/d/1PFQ5r3qzRvem1-BIDbgXbFrKAkbMvWxi/view>, 2020. 11. 24) .
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015) 『南魚沼市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査」《教員調査》報告書』日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト.
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017) 『藤沢市 ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査《教員調査》報告書』日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト.
- 埼玉県 (2020) 『埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果』埼玉県.
- 斎藤真緒 (2019) 『子ども・若者ケアラー』支援のための予備的考察—〈ケアラー〉支援と〈子ども・若者〉支援との接合』『立命館産業社会論集』55(2), 35-50.
- Sen, A. K., (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press, (=2018, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波書店.
- 柴崎智恵子 (2005) 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究—イギリスの“Young Carers”調査報告書を中心に」『人間福祉研究』8, 125-143.
- 澁谷智子 (2012) 「子どもがケアを担うとき—ヤングケアラーになった人/ならなかった人の語りと理論的考察」『理論と動態』5, 2-23.
- 澁谷智子 (2017) 「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』52, 1-21.
- 澁谷智子 (2018) 『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』中公新書.
- ソーシャル・ジャスティス基金 (2017) 「【アドボカシーカフェ報告】『障害や病気をもつ家族をケアする子ども・若者たちに希望を』」(<https://socialjustice.jp/p/report20170329/>, 2020. 11. 24) .
- 武田卓也 (2016) 「見逃されてきた若年介護者の問題—家族介護への回帰と若年者の孤立・貧困問題」『季刊 福祉労働』151, 51-57.
- 田中智子 (2020) 『知的障害者家族の貧困—家族に依存するケア』法律文化社.
- 土屋葉 (2006) 「『障害』の傍らで—ALS 患者を親に持つ子どもの経験」『障害学研究』2, 99-123.
- 渡邊多永子・田宮菜奈子・高橋秀人 (2019) 「全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握—国民生活基礎調査を用いて」『厚生指針』66(13), 31-35.
- 山村りつ (2019) 「障害のある親の場合にみる子どもの貧困問題」埋橋孝文・矢野裕俊・田中聡子・

ほか編『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅢ—
施策に向けた総合的アプローチ』ミネルヴァ書
房, 86-103.

保田真希 (2013) 「ケアの社会化と代替をめぐる論
点」『教育福祉研究』19, 37-48.

横山恵子 (2017) 「ライフサイクルに基づく子ども
の体験の整理」横山恵子・蔭山正子編『精神障が
いのある親に育てられた子どもの語り—困難の理
解とリカバリーへの支援』明石書店, 102-126.